

事業主の方、人事担当者の方へ

参加無料

専門家による

窓口相談会

人事労務・働き方に関するお悩みについて専門家（社会保険労務士）が相談に応じます



36協定の作成は
どうしたらよいの？
時間外労働の上限
規制って？



日時

令和4年 7月15日(金)
9月16日(金)
11月18日(金)
全日程 13:30~15:30

場所

安田商工会

〒959-2221 阿賀野市保田3726番地7

相談対応者：
新潟働き方改革
推進支援センター
登録専門家
(社会保険労務士)

お気軽に
ご相談ください！

●お申し込み方法 下欄「窓口相談申込書」にご記入の上、FAX 025-278-3376へ
お申し込みください。

日程が合わない方は個別相談も可能です。下記お問い合わせ先までご連絡ください。

●お問い合わせ先 安田商工会 0250-68-2208
または 新潟働き方改革推進支援センター 0120-009-229
〒950-0087 新潟市中央区東大通2丁目2-18 タチバナビル4F 3-B

主催：安田商工会／運営：新潟働き方改革推進支援センター

窓口相談申込書 FAX 025-278-3376（新潟働き方改革推進支援センター行）

事業所名

ご担当者名

相談希望日時

月

日

連絡先

相談内容（決まっていればご記入ください）

個人情報については当事業以外で利用することはありません。